

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 17件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 11件

静岡厚生年金 事案 1995

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格取得日に係る記録を昭和52年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月21日から同年7月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を得た。
しかし、同一企業内での転勤であり、A事業所には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C事業所（A事業所B工場が名称変更）から提出された申立人に係る社員台帳から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和52年6月21日にA事業所本社から同事業所B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立事業所における昭和52年7月の社会保険事務所（当時）の記録から11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得日の記載を昭和52年6月21日とすべきところ、同年7月1日として誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 1996

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を12万6,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から同年10月1日まで
年金事務所にA事業所（現在はB事業所）における標準報酬月額について照会したところ、申立期間の標準報酬月額は厚生年金基金の記録と相違していることが分かったので、申立期間の標準報酬月額を厚生年金基金の記録に合うように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、11万8,000円と記録されている。

しかしながら、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、C企業年金基金の厚生年金基金加入員台帳及びD健康保険組合の被保険者被扶養者資格台帳簿では、いずれも12万6,000円と記録されていることが確認できる。

また、B事業所及びC企業年金基金は、「申立期間当時の届書は複写式だったと思う。」と回答している。

このことから、オンライン記録とC企業年金基金及びD健康保険組合との記録が相違することは不自然であり、事業主は、申立人が主張する資格取得時に係る報酬月額を社会保険事務所に届け出たものの、社会保険事務所において事務処理誤りがあった可能性が考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の資格取得時に係る標準報酬月額の記録管理は適切に行われていなかったものと認められ、事業主は、申立期間について、12万6,000円の標準報酬月額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出たことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を12万6,000円に訂正することが必要である。

静岡厚生年金 事案 1997

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間のうち、平成12年10月1日から14年10月1日までの期間に係る標準報酬月額を44万円として社会保険事務所（当時）に届け出たことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から20年4月26日まで
申立期間に係る申立事業所での標準報酬月額が、実際に得ていた給与よりも低額になっていることが分かったので、給与の額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成12年10月から14年9月までの期間における標準報酬月額について、当初、44万円と記録されていたところ、同年同月24日付けで、12年10月1日及び13年10月1日の定時決定が取り消され、12年10月1日に遡って22万円に訂正処理されていることが確認できる。

また、A事業所の商業登記簿謄本から、申立人は、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる。

さらに、A事業所の代表取締役は、「申立期間当時、社会保険料を滞納しており、社会保険事務所の職員の指示に従って、遡及訂正するために健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円に訂正することが必要であると認められる。

一方、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成14年10月1日）で22万円と記録されているところ、当該処理については上記訂正処理

との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間のうち、平成14年10月から20年3月までの期間における標準報酬月額について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出したA事業所における給与明細書から、当該期間について、申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額を超える給与を得ていたことは確認できるものの、当該期間に係る厚生年金保険料控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う額であることが確認できる。

また、A事業所の代表取締役は、「申立期間当時における標準報酬月額の決定方法は、資料が残っていないため不明であるが、届け出た標準報酬月額の保険料以上の控除はしていない。」と回答している。

さらに、A事業所に係るオンライン記録では、当該期間について、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が当該期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1998

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 12 月 7 日まで
② 昭和 39 年 5 月 1 日から同年 8 月 7 日まで
③ 昭和 39 年 9 月 7 日から 40 年 1 月 6 日まで
④ 昭和 39 年 11 月 29 日から 41 年 2 月 12 日まで
⑤ 昭和 41 年 8 月 2 日から 42 年 2 月 21 日まで
⑥ 昭和 42 年 6 月 1 日から同年 9 月 21 日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間⑥に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年2か月後の昭和44年12月5日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立期間の脱退手当金が支給されたとする額（1万5,358円）は、法定支給額（2万1,600円）と6,242円相違しているところ、支給対象期間である同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されている申立期間③の被保険者期間を除いて計算すると支給額が一致し、脱退手当金の支給に係る事務処理上、不自然な記録管理となっている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

静岡厚生年金 事案 1999

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成5年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月30日から同年7月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について被保険者記録が無いとの回答を得た。A事業所には平成5年6月30日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人が提出したA事業所の離職証明書、及びA事業所の事務担当者の回答から、申立人は、A事業所に平成5年6月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所の平成5年5月のオンライン記録から18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成5年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 2000

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和63年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月30日から同年10月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できないとの回答を得た。

A事業所を昭和63年9月30日に退職したにもかかわらず、資格喪失日が同年10月1日となっていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人が提出した源泉徴収票及びA事業所の回答から判断すると、申立人は、当該事業所に昭和63年9月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所から提出された「賃金台帳兼源泉徴収票簿」で確認できる昭和63年9月の厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日の記載を昭和63年10月1日とすべきところ、同年9月30日と誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知

を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

私は、平成5年4月に就職した際、国民年金保険料が未納であることを会社に知られなくなかったため、加入手続をして保険料を納付した記憶があり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の同記号番号の被保険者の状況からみて平成5年4月頃に払い出されたものと考えられ、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、この頃、申立人は初めて国民年金加入手続を行ったものとみられる。このことから手続直後であれば、時効前であった申立期間の国民年金保険料を遡って納付することが可能であったところ、申立人は、保険料の納付場所、納付方法及び納付金額について全く記憶が無いとしていることから、申立期間の保険料の納付状況は不明であり、納付したものと推認することは困難である。

また、申立人が、保険料を納付するために預金を引き出した可能性があるとする銀行口座の取引履歴から、申立期間に係る保険料に充てたものと推認できる出金記録は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月から同年8月まで

私が20歳の時は、市の広報で学生にも国民年金への加入を勧めており、親が保険料を払うのは当然であると考え、母親が加入手続をして保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料は母親が毎月市役所窓口で現金納付していたので、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の母親は、市役所に申立人の年金手帳を持参して加入手続を行い、保険料も毎月市役所で納付書に現金を添えて支払っていたと述べているところ、申立人の年金手帳には、申立期間について被保険者資格を有していたことを示す記載は無く、申立期間は国民年金に未加入とされており、申立期間について納付書が発行されたとは考え難い。

また、申立人が居住した市の電算記録でも申立期間は未加入期間とされており、オンライン記録との齟齬^{そご}も無い。

さらに、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがえない上、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月及び同年 2 月

私は、20 歳の時、学生であったが、下宿先に両親から誕生祝いの電話があり、私の国民年金加入手続を行い保険料を納付してくれるとのことだった。記録では、昭和 53 年 3 月の春休みに実家に帰った時、私自身が役場に年金手帳を受け取りに行き、その時から国民年金に加入していることになっているが、その前に母親が私の国民年金加入手続を済ませ、集金により保険料を納付していたはずなので、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の 20 歳到達時に国民年金の加入手続をしてくれたと述べているところ、その母親は当時のことについてよく覚えていないとしており、当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が昭和 53 年 3 月 13 日付けで国民年金に任意加入したことに伴い払い出されたものであり、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人の加入手続は、この頃初めて行われたものと推認できる。このため、申立人は申立期間当時、国民年金に未加入であったと考えられるほか、申立人は、申立期間当時学生であったことから、申立期間に係る国民年金への加入は任意であり、加入手続時点よりも前に遡って被保険者資格を取得することはできず、保険料を納付することもできない。

さらに、申立人の所持する年金手帳にも、申立人が初めて被保険者となった日は昭和 53 年 3 月 13 日とされており、申立人が申立期間に係る被保険者資格を有していたことを示す記載は無い上、申立人が当時居住していた町の

被保険者名簿でも被保険者資格の取得日及び手帳交付年月日は同年同月同日と記載され、申立期間について国民年金に加入していたこととはうかがえず、オンライン記録との齟齬も無い。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 12 月から平成元年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 12 月から平成元年 8 月まで

私は、申立期間当時は学生で親元を離れて生活していたが、住民票は親元の住所に置いたままであった。私の 20 歳到達頃に母親が私の代わりに市役所で国民年金の加入手続きを行い、保険料納付についても、母親が加入手続き後に実家に送付されてきた納付書で、自宅近くの金融機関で定期的に納付していた。母親は、国民年金加入手続きの際に年金手帳の交付を受けたこと及び保険料の納付場所などを記憶しており、申立期間が未納、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の同記号番号の被保険者の年金記録から平成 4 年 12 月頃に払い出されたものとみられ、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、この頃初めて申立人は加入手続きを行ったものと推測できる。このことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったと考えられる。

また、上記加入手続き時点で申立期間は既に時効である上、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 12 月から平成元年 3 月までは学生であったとすることから、国民年金への加入は任意であり、制度上、任意加入の対象となる同期間について、遡って被保険者資格を取得することはできず、遡って国民年金保険料を納付することもできない。

さらに、申立人は申立期間の大半を実家のある市とは別の市に住所を定めており、制度上、国民年金に係る諸手続き及び保険料の納付は住所地において行うものであることから、申立期間のうち、実家のある市に住所を定めていなかった昭和 60 年 12 月から平成元年 2 月までは、申立人の母親が、申立人

の加入手続及び保険料の納付を行うことはできなかったと考えられる。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1497

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から同年9月までの期間、同年12月、5年9月、同年10月及び6年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年1月から同年9月まで
② 平成4年12月
③ 平成5年9月及び同年10月
④ 平成6年1月

私は、申立期間当時、学生であったため、母が国民年金の加入手続及び保険料納付を行ってくれた。母は、未納保険料に対する納付書が届いたことから、地元の金融機関の窓口で納付したと話している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が申立人に係る国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと述べており、その母は、申立人の実家のある市の市役所又は銀行で加入手続を行ったと述べているが、申立期間当時、申立人は、実家のある市とは異なる市町に住所を定めており、制度上、国民年金は、住民票所在地で加入手続を行い、保険料を納付するものであることから、その母が申立人の加入手続を行ったこと、及び申立人が平成8年1月に実家のある市に住民票を異動する前に申立人の保険料を納付したことは推認し難い。

また、申立人の母は、未納保険料に係る納付書が届いたため、地元の銀行で保険料を納付した記憶があると述べているところ、オンライン記録から、申立人が実家に住民票を異動した後の平成8年2月に過年度納付書が作成され、同年3月に平成6年度の未納保険料（6か月分）が納付されたことが確認できるが、この納付が行われた時点で、申立期間は既に時効であり、保険

料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立期間に近接する期間の保険料が納付済みとされているところ、
i) これら期間について申立人は自身で納付したとの記憶は無い上、当時、
住所地を異にしていた申立人の母が納付することは困難であり、その母自身
も申立期間及びこれに近接する期間の当時、申立人の保険料を納付した記憶
は無いとしているなど、申立期間及び近接する期間の保険料納付の状況は不
明であること、ii) 平成6年度については上記平成8年3月に行われた過年
度納付により完納となっているものの、加入手続（申立人の国民年金手帳記
号番号の前後の被保険者の状況から平成4年4月頃と推認できる）後、同年
度までの保険料の納付状況を見ると、毎年度、同様に未納期間が生ずる傾向
にあったともみられることから、申立期間の保険料が、当時、又は上記過年
度納付よりも前に納付されていたことを推認することも困難である。

加えて、申立人が初めて国民年金の加入手続を行った町の電算記録でも申
立期間の保険料が納付されたことはいかがえず、オンライン記録との齟齬^{そご}は
無い上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日
記等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺
事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年11月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月から11年3月まで

私は、20歳の時に国民年金に加入したが、短大卒業後の就職先が決まるまでは、保険料を納付していなかった。そのため、納付勧奨を受けた記憶があり、就職先が決まった時に家族に相談し、母から少しお金を融通してもらって短大の卒業（平成11年3月）までの間に、申立期間の保険料を数回に分けて金融機関で納付した。母も同様に記憶しているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、当初滞納していたが、納付勧奨の通知を受けて、平成10年11月から11年3月までの間で数回に分けて納付したとしているところ、申立人は、申立期間の一部である10年2月及び同年3月分の保険料に係る12年2月9日発行の納付書を所持しており、同納付書の発行時点で同期間の保険料が未納とされていたことが確認できることから、申立人が主張するように申立期間の保険料の納付が行われたとは推認し難い。

また、申立人は、申立期間の保険料として合計で13万から15万円を納付したとしているところ、これは申立期間の保険料の合計額とは大きく乖離^{かいり}している。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき保険料の収納事務の電算化が図られていたことから、申立期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 2001

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 3 月 2 日から同年 4 月 7 日まで
(A事業所)
② 昭和 53 年 8 月 2 日から同年 11 月 20 日まで
(B事業所D営業所)
③ 昭和 58 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
(C事業所)

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、申立期間①はA事業所で、申立期間②はB事業所D営業所で、申立期間③はC事業所で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「厚生年金保険の加入記録では、A事業所で昭和 53 年 3 月 2 日に資格喪失し、B事業所で同年 4 月 7 日に資格取得したことになるが、1か月も遊んでいた記憶は無いので、申立期間①はA事業所で勤務していたと思う。」と主張している。

しかし、申立人のA事業所における雇用保険の加入記録では、昭和 53 年 3 月 1 日に離職し、離職票を交付されたことが確認でき、当該加入記録は厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

また、A事業所の元事業主は、「従業員が退職した際には、失業給付を受けられるよう離職証明書を発行するなど、適正な事務処理を行っていた。」と証言している。

さらに、申立人に係るA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 53 年 3 月 2 日から2日後

の同年3月4日に健康保険被保険者証が返納されていることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、「B事業所における資格喪失日が昭和53年8月2日になっているが、同年10月頃に開催された全社大会に参加した記憶があるので、申立期間②はB事業所D営業所で勤務していたと思う。」と主張している。

しかし、申立人のB事業所における雇用保険の加入記録では、昭和53年8月1日に離職し、離職票を交付されたことが確認でき、当該加入記録は厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

また、申立人が記憶する複数の元同僚は、「全社大会が10月頃に開催された記憶は無い。申立人がB事業所D営業所を退職した時期について覚えていない。」と述べており、申立人が申立期間②にB事業所D営業所に勤務していたとする証言を得ることができない。

さらに、申立人のB事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和53年8月2日から5日後の同年8月7日に被保険者資格を取得した者について、上述の複数の元同僚はD営業所で勤務していたと証言しているところ、申立人は当該人物の記憶が無いことから、申立期間②当時、申立人は当該事業所に勤務していなかった可能性がうかがえる。

申立期間③について、申立人は、「C事業所に入社後、E職の講習を受講した。昭和58年5月1日付けの講習修了証があるので、同年4月1日には勤務していたことは確かである。」と主張しており、申立人のC事業所における雇用保険の加入記録では、昭和58年2月28日に資格取得していることから、申立期間③にC事業所で勤務していたことはうかがえる。

しかし、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿及びF厚生年金基金の厚生年金基金加入番号払出簿では、昭和58年12月1日に申立人に係る記号番号及び加入員番号がC事業所において払い出されていることが確認できる。

また、C事業所の総務担当者は、「当時の社会保険関係資料が残っていないため、申立人の雇用保険と厚生年金保険の資格取得日が異なる理由は分からないが、厚生年金保険に加入していない従業員から保険料を控除することはなかったと思う。」と回答している。

さらに、申立期間③に社会保険業務を担当していたC事業所の元事業主は既に死亡しており、申立人の当該事業所における厚生年金保険の適用、厚生年金保険料控除の状況を確認できる資料及び証言を得ることができなかった。

このほか、申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 2002

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月 1 日から同年 10 月 2 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。しかし、A事業所に昭和 59 年 6 月 1 日から勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間中にA事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の証言から、申立期間当時、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがえるものの、申立人の入社日に係る証言を得ることができず、申立人が勤務を開始した日を特定することができない。

また、申立期間当時、A事業所の厚生年金保険の加入手続を行っていた元事業主は、「当時の人事記録は残っておらず、申立人の入社日については不明である。経理については税理士も確認していたので、誤って保険料を控除することはなかった。」と回答している。

さらに、B事業所（A事業所の後継事業所）の人事担当者は、「申立期間当時の人事記録及び厚生年金保険の加入記録は保管していないため、申立人の厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 11 月 1 日から 21 年 9 月 30 日まで

社会保険事務所 (当時) に船員保険の年金加入期間を照会したところ、申立期間について船員保険に加入した事実が無い旨の回答を得たが、第二次世界大戦当時、A船舶所有者が管理していたB船舶所有者の船員として勤務していたことは確かなので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録 (年金記録) の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「第二次世界大戦当時、申立人は、国内及びC地域方面への輸送船に乗船していた。」と主張している。

しかし、D事業所 (B船舶所有者が名称変更) から提出された申立人に係る船員保険台帳によれば、申立人は、E丸 (F丸が名称変更) において、昭和 19 年 11 月 26 日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、当該資格喪失日の記録は、申立人に係る旧台帳の記録及びB船舶所有者E丸に係る船員保険被保険者名簿の記録と一致している上、オンライン記録における被保険者期間と合致している。

また、G省から提出された海軍徴用船員履歴書によれば、申立人は、昭和 18 年 4 月 4 日に海軍徴用船F丸に「乙船員」 (船舶所有者と雇用関係があり、船舶所有者から給与が支給された船員) として乗船し、19 年 12 月 18 日に嘱託を解かれていることが確認できる。当時の船員保険法 (昭和 15 年 3 月 1 日施行) 第 19 条には、「船舶ニ乗組マザルニ至リ又ハ日本ノ国籍ヲ失ヒタル日ノ翌日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス」と規定されており、B船舶所有者に係る船員保険船舶台帳において、昭和 19 年 11 月 25 日「遭難ノタメ全乗組員下船」の記録が確認

でき、複数の被保険者が、同年 11 月 26 日に船員保険被保険者資格を喪失していることが確認できることから、同年 11 月 26 日以降の期間については、船員保険法が適用されない期間であることが確認できる。

さらに、G省は、「F丸の記録以外に、申立人の旧海軍在籍に関する記録は確認できない。」と回答している。

なお、申立人は既に死亡しており、船員手帳等の資料は無く、申立人の妻は申立人が乗船していたとする船舶名を記憶していないことから、申立人が、申立期間において、船員保険の被保険者として乗船していたことを確認できる資料及び証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

ねんきん定期便を確認したところ、申立期間について、A事業所B支店における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、実際に得ていた給与額と比較して低いことが分かったので、申立期間における標準報酬月額を、実際に得ていた給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した給与支給明細書及びA事業所が提出した賃金台帳から、申立期間について、申立人はオンライン記録上の標準報酬月額を超える給与を得ていたことは確認できるものの、控除された保険料に見合う標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A事業所の事務担当者は、「社会保険事務所（当時）に資格取得の届出をする際の報酬月額は、基本給のみの額で届出をした。届け出た標準報酬月額に見合う保険料を給与から控除していた。」と回答している。

さらに、オンライン記録において、A事業所B支店での申立人に係る標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金

保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 2005

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月から 54 年 10 月まで
社会保険事務所（当時）に年金記録の確認を行ったところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できないとの回答を得た。申立期間は、A事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立期間当時の人事担当者は、「正社員として採用した場合は、厚生年金保険、健康保険及び雇用保険を同時に加入手続している。厚生年金保険に加入していない者の給与から厚生年金保険料を控除することは無い。」と証言しているが、申立期間について、申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

また、申立期間当時の人事担当者は、「A事業所は、B健康保険組合に加入しており、届出等の書類は全て複写式のものを使用していたので、当該健康保険組合の組合員であれば、厚生年金保険にも加入している。」と証言しているが、申立期間について、当該健康保険組合は、申立人の該当記録は無いと回答している。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 45 年 5 月 11 日から 55 年 2 月 1 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 7 月 1 日まで
会社の経理担当者が、標準報酬月額の月額変更届を忘れたため、申立期間当時に支給されていた給与より低額の標準報酬月額が記録されている。当時の給与支給明細書を所持しているため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した給与支給明細書及びA事業所が管理する申立人に係る賃金台帳から、申立期間のほぼ全ての月について、申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額を超える給与を得ていたことは確認できるものの、申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額のそれぞれを比べ認定される標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致する額であることが確認できる。

また、A事業所は、「確かに、標準報酬月額を上げる手続を忘れてしまったが、厚生年金保険料は従来の低い標準報酬月額に見合った額を控除していた。」と回答している。

さらに、申立期間について、A事業所に係るオンライン記録から、申立人の標準報酬月額は、遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらず

ない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 2007（事案 644 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間②及び③について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 8 月 1 日から 43 年 1 月 20 日まで
(A 事業所)
② 昭和 43 年 1 月 21 日から 44 年 1 月 25 日まで
(B 事業所)
③ 昭和 44 年 2 月 3 日から 59 年 5 月 31 日まで
(C 事業所)

申立期間①について、A事業所の厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい、申立期間②及び③について、B事業所及びC事業所での給与は、社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額より高額なため厚生年金保険の記録を訂正してほしい、として申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、申立期間①について、A事業所の元同僚が書いた、入社、退社証明を提出、申立期間②及び③について、新たな資料を提出するので、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、i) 申立期間①当時にA事業所で厚生年金保険の被保険者となっていた同僚が、申立人のことを記憶していることから、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することはできるものの、社会保険庁（当時）の記録から、昭和 40 年 8 月 1 日から厚生年金保険の被保険者となっている前述の同僚は、「申立人は自分より 2 年ぐらい後から入社してきたように思う。」と証言していることから、申立期間①当初から当該事業所に勤務していたとは言い難い

こと、ii) 申立期間①当時、A事業所で社会保険事務を担当していた元従業員は、「申立期間①当時、数か月の試用期間があった。社会保険は試用期間が終了した段階で加入させていた。」としていること、iii) 申立人は病気を理由にD事業所（現在、E事業所）を退職して、昭和40年8月1日にA事業所に入社したとしているが、D事業所での申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、38年12月1日に資格を取得し、43年1月1日に資格を喪失していることが確認できる上、41年11月から42年1月までの期間、申立人に対して当該病気に係る傷病手当金が支給されており、当該期間において、申立人はD事業所における健康保険の被保険者として、健康保険被保険者証を使用していたことが確認できること、iv) A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票で昭和39年12月1日から43年3月14日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらなかったこと等の理由により、既に当委員会の決定に基づく平成21年10月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、「申立人は自分より2年ぐらい後から入社してきたように思う。」と証言した同僚が、申立期間①に申立人は勤務していたことを思い出したとして、当該同僚の署名、押印の確認できるA事業所に係る「入社、退社証明」を提出したが、当該同僚は既に亡くなっており、入社日と退社日を証明した根拠及び証言を変更した理由を確認できないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

申立期間②について、i) 申立人は、「昭和43年、45年及び49年の3回とも、住宅ローンを組むためにF市役所（現在、G市H区役所）から所得の証明をもらい、金融機関に提出した。1回目と2回目は担保を提供し知人に保証人になってもらい、3回目は特に担保は無く、実兄に保証人になってもらうつもりだった。」としているため、当該金融機関に一般的にローンを組むための条件等を照会したところ、当該金融機関は、「所得に対して返済負担割合が高いと融資を断る場合が多い。融資が複数回目の借入である場合は、所得や担保のほか返済負担割合も大きく影響する。」と回答しており、また、G市H区役所に照会したところ、「所得等の書類の保存期間は7年である。」との回答を得たこと、ii) 申立人は当時の1日の売上げは、1万8,000円から2万円であったとしているところ、B事業所は、「40年前にその金額を売上げることは不可能である。」としており、申立期間②当時の帳簿類の保存状況については、「昭和40年代の帳簿は保管していない。」との回答を得たこと、iii) 昭和42年7月21日から43年4月17日までにB事業所で資格を取得した被保険者の資格取得時点での標準報酬月額は、全員が3万円と記録されており、その後の随時改定や定時決定での標準報酬月額を比較したが、申立人のみが低額だったということは見受けられなかったこと等

の理由により、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 10 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間③について、i) 商業登記簿謄本から、申立人は C 事業所の代表取締役であることが確認できるが、申立人は、「当時の帳簿類はすべて廃棄したので確認できないが、給与はもっと高かった。また、C 事業所の経理等の事務は、I 事業所に委託していた。」としていることから、I 事業所に C 事業所の帳簿類の保存状況を確認したが、「帳簿を I 事業所に持ち帰ることはない。」としており、申立人の厚生年金保険料控除の状況を確認することはできなかったこと、ii) C 事業所は昭和 59 年 5 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間③当時の資料を保管しておらず、事務担当者は既に死亡しており、申立てに係る事実を確認する証言を得ることはできなかったこと、iii) 申立人の標準報酬月額記録は、遡及して訂正が行われていることもなく、不自然さはいかかわれないこと等の理由により、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 10 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間②及び③について、申立人は、新たな資料として、担保差入証、土地等賃貸借契約書等を提出したが、当該資料では厚生年金保険料の控除について確認できないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③について申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 2008

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 44 年 9 月 26 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については 7 万 9,862 円の脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。しかし、自分は約 3 万円の脱退手当金を受給した記憶はあるが、記録にあるような金額を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る事業所を退職後、脱退手当金の請求手続を行ったと述べている上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、事業所を退職した後の昭和 47 年 3 月 21 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が同年 4 月 21 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額（7 万 9,862 円）に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 2009

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月 1 日から 43 年 3 月 22 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和43年7月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間では別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 2010（事案 719 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日まで

厚生年金保険の申立期間に係る標準報酬月額が、遡って 44 万円から 22 万円に減額されているので、当初、届け出ていた記録に訂正してほしいとの申立てを行ったが、申立期間について記録の訂正は認められないとの通知を受けた。

再申立てに当たって、新たな資料等はないが、標準報酬月額の減額に同意した覚えがないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、社会保険庁（当時）の記録によると、A事業所は、平成 7 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日後の同年 12 月 25 日付けで、申立人の同年 4 月から同年 9 月までの期間に係る標準報酬月額が、44 万円から 22 万円に遡って減額訂正されていることが確認できるが、i) 申立人は、A事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できること、ii) 申立人は、「自らの標準報酬月額に係る減額訂正処理に関与していない。弁護士か社会保険事務所（当時）の職員が勝手にやったのではないか。」と述べているが、一方で、申立人は、「A事業所の社会保険事務は自身が行っており、社印も自身で管理していた。」とも述べており、申立人から破産手続に関する相談を受けていた弁護士及び破産管財人に選任された弁護士は、「申立人から社印を預かったことは無いし、社会保険事務所に減額訂正の届出を行ったこともない。」と証言していること、iii) 社会保険庁の記録から、申立人は、A事業所が適用事業所ではなくなった平成 7 年 10 月 31 日時点での当該事業所における唯一の被保険者である上、減額訂正処理が行われた日（平成 7 年 12 月 25 日）に申立人の健康保険被保険者証が返納されていることが確認でき、申立人が自らの標準報酬月額に係る減額訂正に関

与していなかったとは考え難いことから、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に関与しながら、当該標準報酬月額の減額訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできないとして、既に、平成 21 年 11 月 20 日付けで、当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間に係る再申立てに際して、標準報酬月額の減額に同意した覚えがないとする以外に、申立人から新たに提出された関連資料及び周辺事情は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 2011 (事案 308 及び 483 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 9 月 1 日から 34 年 8 月 1 日まで
② 昭和 36 年 3 月 21 日から同年 11 月 1 日まで
③ 昭和 37 年 8 月 1 日から 40 年 6 月 26 日まで

申立期間について、脱退手当金を受給していないとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、脱退手当金を請求した事実は無く、受給していないので、改めて申立てを行いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間①の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和34年10月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことができないこと、ii) 申立期間②及び③について、申立人は脱退手当金の支払通知書を所持しており、これが申立人に送付されたにもかかわらず、申立人が社会保険事務所(当時)に問い合わせもしなかったことを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難いこと、iii) 申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、「健康保険厚生年金保険被保険者原票に「脱」の表示がされていることで、オンライン記録で脱退手当金の支給記録があると断定するのはひどいのではないかと。脱退手当金の支払通知書を所持していることは支給

を受けていない証明ではないか。脱退手当金を受給したのは、通算年金制度創設後であり、申立期間前に脱退手当金を受給したときと事情が違うのではないか。」などと主張し、再度、申立期間②及び③の申立てを行ったところであるが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、これについても既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 7 月 3 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回、申立人は、申立期間①、②及び③のいずれの会社でも脱退手当金の説明を聞いておらず、請求書も書いていないし、脱退手当金を受給していないとして再度申し立てている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあつせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾及び申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。